

## 経営事項審査の再審査について（令和5年1月1日施行分）

令和4年8月15日付で建設業法施行規則等が一部改正され、社会性（W）の評価において加点対象となる項目が令和5年1月1日付けで追加されることとなりました。

つきましては、改正前の審査基準で受審した経営事項審査の結果については、再審査の申立てをすることができますので、下記の「改正内容」、「再審査申請について」の内容を十分御理解の上、手続き等に遺漏のないようお願いします。

### ◎ 改正内容

- ・ 社会性（W）に係る改正
- ① 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「えるぼし認定（1～3段階目）」「プラチナえるぼし認定」の取得状況を評価対象とする。
- ② 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定」に基づく「くるみん認定」「トライくるみん認定」「プラチナくるみん認定」の取得状況を評価対象とする。
- ③ 「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づく「ユースエール認定」の取得状況を評価対象とする。
- ④ 建設機械の加点対象機械について、「ダンプ（土砂の運搬が可能な全てのダンプ）」「締固め用機械」「解体用機械」「高所作業車」を加点対象に追加する。
- ⑤ 環境省が定める「エコアクション21」の認証取得状況について、加点対象とする。

### ◎ 再審査申請について

#### ① 再審査申請の対象

再審査申請日において、現在お持ちの「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の有効期限内であること（審査基準日から1年7ヶ月以内）。

※ 再審査による「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の有効期間は、従前の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の有効期間と同じです。

※ 再審査を申立てするか否かは、申請者の判断となり、仮に受審しない場合は既存の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が有効となります。

※ 今回の再審査の対象は、当該改正に関する内容のみに限られており、改正に関わらない内容の修正は一切認められません。

※ 令和5年1月1日以降に通常の経営事項審査を申請される場合は、新基準による受審となりますので、再審査をする必要はありません。

② 受付方法

建設業対策室（北別館3階）での対面審査又は郵送。

I. 対面審査

再審査申請の受付期間

令和5年1月4日（水）～令和5年4月28日（木）まで

毎週月・火・水曜日

午前9時～午前11時、午後1時～午後4時

※ 1月16日（火）、1月17日（火）、2月6日（月）、2月7日（火）及び3月8日（水）は通常の経営事項審査実施日のため、可能な限り避けていただきますようお願いします。

※ 再審査にお越しいただくのは役員以外の従業員でも構いません。

II. 郵送

再審査申請の受付期間

令和5年1月1日（日）～令和5年4月30日（日）まで

（当日消印有効）

郵送の場合は、日本郵便（郵便（一般書留等）、レターパック）か佐川急便の飛脚特定信書便等の配達記録が残る方法を御利用ください。）

※ 書類送付先

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁北別館3階

山梨県県土整備部県土整備総務課建設業対策室

③ 再審査手数料

無料（ただし、申請書類等の郵送料については申請者負担です。）

④ 再審査申請の申請書類（正本1部・副本1部）

（1）経営規模等評価再審査申立書（様式第二十五号の十四）

（2）工事種類別完成工事高／工事種類別元請完成工事高（別紙一）の写し

（3）技術職員名簿（別紙二）の写し

（4）その他の審査項目（社会性等）（別紙三）

（5）建設機械の保有状況一覧

（6）委任状（行政書士による代理申請を行う場合に必要）

（7）副本を送付するための返信用封筒（郵送による申請の場合に必要）

※ 日本郵便（郵便（一般書留等）、レターパック）か佐川急便の飛脚特定信書便等の配達記録が残る方法

⑤ 再審査申請の確認書類について

（1）有効期限のある旧基準の経営事項審査結果通知書の写し

※ 令和4年12月に経営事項審査を受審した者は不要。

（2）（1）を申請した際の「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」副本一式

（3）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認

- 定を受けていることを証する書面（「基準適合一般事業主認定通知書」、「基準適合事業主認定通知書」等の写し）
- (4) 「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定を証する書面（「基準適合一般事業主認定通知書」、「基準適合事業主認定通知書」等の写し）
- (5) 「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づく認定を証する書面（「基準適合一般事業主認定通知書」、「基準適合事業主認定通知書」等の写し）
- (6) 建設機械に係る売買契約書の写し又はリース契約書の写し等の所有を証明する書類、建設機械の規格が確認できる書類（カタログ等）と建設機械の種類に応じた以下の書類（※追加する建設機械のみ必要です。）
- ダンプ：自動車検査証の写し
- 締固め用機械、解体用機械、高所作業車：特定自主検査記録表の写し
- (7) エコアクション21に関する認定を証する書面（（一財）持続性推進機構において認証されていることを証する書面の写し）

⑥ 結果通知書発送までのスケジュール

再審査申請の受理日（書類不備や補正等がある場合は、不備・補正が完了した日）の翌月16日を目途に発送します。

⑦ 入札参加資格の取扱いについて

(1) 山梨県における令和3・4年度入札参加資格審査は終了しているため、再審査をした場合でも、入札参加資格審査結果を変更することはできません。

(2) 結果通知書発送前に山梨県における令和5・6年度入札参加資格審査の申請期間が終了するため、再審査を申立てた場合でも、令和5・6年度入札参加資格審査申請の内容を変更することはできません。

※ 市町村等への入札参加予定がある場合は、それぞれの市町村等に取扱いを確認してください。

⑧ その他

再審査により新基準の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を受けた場合でも、旧基準の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の回収は行いません。

【問い合わせ先】

山梨県県土整備部

県土整備総務課建設業対策室

TEL：055-223-1843